

京丹後市地域防災計画

震災対策計画編修正(案)

令和7年2月

京丹後市防災会議

ページ

13

14

15

現行

第1編 総則
第3章 市の概況と考慮すべき災害特性
第1節 市の自然条件
第3 気象

気象の極値

項 目	極値(第1位)	年 月 日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018 年 8 月 22 日	1977/2～2024/2
最低気温	-5.9℃	1981 年 2 月 26 日	1977/2～2024/2
最大風速・風向	26m北東	2004 年 10 月 20 日	1977/2～2024/2
日降水量	169 mm	1990 年 9 月 18 日	1976/4～2024/2
最大1時間降水量	51 mm	1995 年 9 月 3 日	1976/4～2024/2
月間降水量の多い方	677 mm	2005 年 12 月	1976/4～2024/2
月間降水量の少ない方	5 mm	2000 年 8 月	1976/4～2024/2
月間日照時間の多い方	264.7 時間	2023 年 8 月	2021/3～2024/2
月間日照時間の少ない方	46.9 時間	2022 年 12 月	2021/3～2024/2

(令和5年の月別気象)
令和5年(2023年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和5年(2023年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大 日 降水量	起日	最大 1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	起日	最低 気温	起日	平均 風速	最大 風速	風向	起日	日照 時間
単位	mm	mm	(月/)日	mm	(月/)日	℃	℃	(月/)日	℃	(月/)日	m/s	m/s		(月/)日	時間
1月	197.5	27.5	28日	6.0	28日	5.5	16.5	14日	-2.8	25日	4.2	18.1	北	24日	60.4
2月	71.5	19.5	10日	5.0	19日	6.3	14.3	28日	-0.7	15日	4.2	13.6	北北西	21日	79.7
3月	86.5	22.5	26日	10.5	13日	11.4	23.2	22日	4.0	14日	2.8	12.7	西	13日	215.1
4月	198.0	54.5	7日	17.5	30日	13.9	24.7	11日	7.4	8日	3.3	15.3	西	8日	177.8
5月	195.5	72.5	29日	8.0	29日	17.5	28.1	28日	10.2	12日	2.4	11.8	北東	7日	218.9
6月	224.0	39.0	2日	15.0	30日	22.1	33.4	27日	14.1	1日	1.9	7.5	西南西	15日	157.8
7月	229.0	96.5	13日	24.0	8日	26.8	34.9	23日	21.2	4日	2.0	10.9	西南西	19日	231.6
8月	56.0	28.0	15日	14.0	16日	29.2	36.8	10日	23.5	26日	2.1	17.4	北東	15日	264.7
9月	167.0	39.0	5日	38.5	5日	25.7	34.2	17日	19.5	30日	2.6	10.2	東北東	24日	132.3
10月	82.5	21.5	28日	17.0	28日	18.7	25.9	1日	10.6	22日	3.4	11.9	西南西	20日	174.8
11月	195.0	36.0	12日	6.5	30日	14.1	24.9	3日	3.7	18日	3.8	16.2	西	17日	118.6
12月	281.0	40.5	2日	14.5	2日	8.8	22.0	15日	-1.0	21日	4.2	16.3	西	16日	87.0
全年	1983.5	96.5	7月13日	38.5	9月5日	16.7	36.8	8月10日	-2.8	1月25日	3.1	18.1	北	1月24日	1918.7

第2節 市の社会的条件
第1 人口等
3 観光入込客

改正案

第1編 総則
第3章 市の概況と考慮すべき災害特性
第1節 市の自然条件
第3 気象

気象の極値

項 目	極値(第1位)	年 月 日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018 年 8 月 22 日	1977/2～2025/1
最低気温	-5.9℃	1981 年 2 月 26 日	1977/2～2025/1
最大風速・風向	26m北東	2004 年 10 月 20 日	1977/2～2025/1
日降水量	169 mm	1990 年 9 月 18 日	1976/4～2025/1
最大1時間降水量	51 mm	1995 年 9 月 3 日	1976/4～2025/1
月間降水量の多い方	677 mm	2005 年 12 月	1976/4～2025/1
月間降水量の少ない方	5 mm	2000 年 8 月	1976/4～2025/1
月間日照時間の多い方	264.7 時間	2023 年 8 月	2021/3～2025/1
月間日照時間の少ない方	46.9 時間	2022 年 12 月	2021/3～2025/1

(令和6年の月別気象)
令和6年(2024年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和6年(2024年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大 日 降水量	起日	最大 1時間 降水量	起日	平均 気温	最高 気温	起日	最低 気温	起日	平均 風速	最大 風速	風向	起日	日照 時間
単位	mm	mm	(月/)日	mm	(月/)日	℃	℃	(月/)日	℃	(月/)日	m/s	m/s		(月/)日	時間
1月	177.0	35.5	24日	7.5	24日	6.7	14.2	18日	-1.1	24日	5.0	17.5	西北西	7日	74.4
2月	130.5	16.5	25日	8.0	10日	7.5	20.3	15日	2.2	12日	4.8	13.2	西北西	15日	57.9
3月	138.0	22.0	26日	8.0	26日	8.1	18.8	30日	0.0	2日	4.6	16.7	北	20日	132.6
4月	104.0	28.0	9日	6.0	9日	15.3	26.2	29日	7.3	10日	2.4	10.6	北	9日	186.5
5月	126.0	63.5	28日	9.5	28日	17.9	29.5	27日	10.3	9日	2.8	12.6	西南西	16日	217.2
6月	176.5	99.0	23日	26.0	23日	22.5	33.6	15日	15.1	2日	2.1	11.3	西南西	23日	212.6
7月	190.0	57.5	14日	27.5	14日	27.2	35.0	26日	20.2	1日	1.9	12.4	西南西	10日	187.0
8月	60.0	43.0	31日	25.5	31日	28.3	36.6	27日	24.0	31日	2.4	9.0	北東	31日	250.2
9月	16.5	5.0	23日	3.5	24日	26.9	36.0	14日	19.8	23日	2.7	11.7	西南西	22日	203.9
10月	204.5	42.0	3日	17.0	12日	20.1	28.9	18日	13.4	21日	3.5	13.7	東北東	3日	125.5
11月	153.5	61.0	2日	12.0	2日	14.0	24.8	4日	5.0	30日	4.4	13.7	北東	2日	97.7
12月	238.5	38.5	18日	10.5	8日	7.5	17.1	3日	1.1	28日	4.9	14.7	西北西	13日	51.3
全年	1715.0	99.0	6月23日	27.5	7月14日	16.8	36.6	8月27日	-1.1	1月24日	3.5	17.5	西北西	1月7日	1796.8

第2節 市の社会的条件
第1 人口等
3 観光入込客

備考

最新のデータに更新
(気象庁ホームページ
過去の気象データ検
索による)

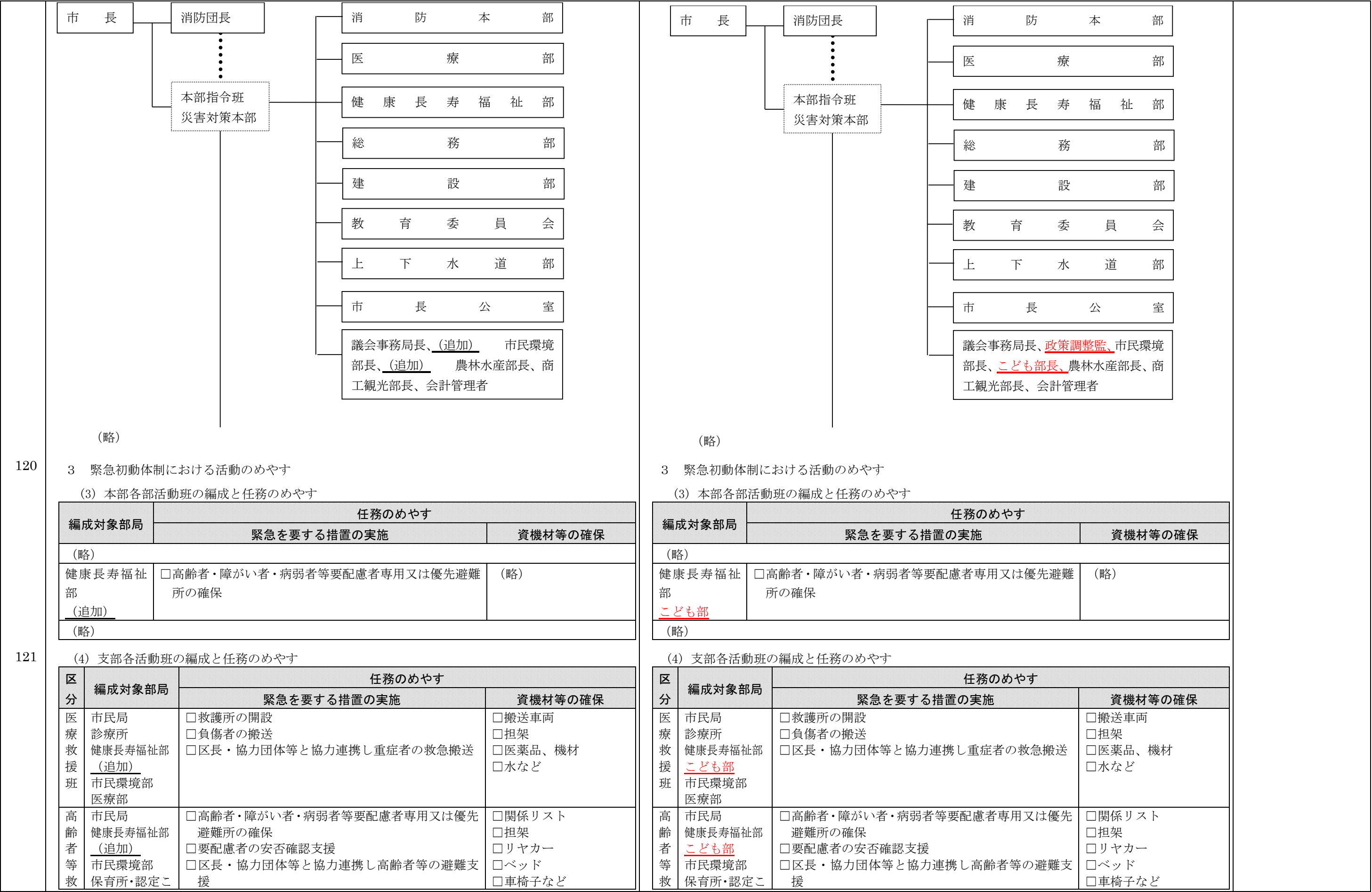
時点修正

16	夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 <u>175</u> 万人。大部分は日帰り客（令和<u>4</u>年実績 <u>80</u>%）である。 <table><tr><th colspan="12">観光入込客</th><th colspan="2">(単位：人)</th></tr><tr><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th></th><th></th></tr><tr><td><u>117,129</u></td><td><u>69,030</u></td><td><u>100,506</u></td><td><u>112,539</u></td><td><u>161,720</u></td><td><u>106,233</u></td><td><u>220,538</u></td><td><u>284,656</u></td><td><u>136,351</u></td><td><u>150,462</u></td><td><u>158,961</u></td><td><u>126,928</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="12">合 計</td><td><u>1,745,053</u></td><td></td></tr></table> ※ 令和<u>4</u>年観光入込客数 <u>商工観光部資料</u> 第3 交通 3 バス 市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する<u>9</u>路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。 市営バス路線については、大宮町・弥栄町1路線及び久美浜町6路線は観光バス業者に、丹後町2路線は地元NPO法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。 第2編 災害予防計画 第1章 建造物・公共施設等安全確保計画 第6節 学校等の防災計画 第1 保育所・認定こども園災害予防計画 1 計画の方針 (1)とりまとめ責任担当部 (<u>教育委員会</u>) 第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第2節 地震情報及び津波警報の伝達計画 第4 伝達系統及び方法 (略)	観光入込客												(単位：人)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			<u>117,129</u>	<u>69,030</u>	<u>100,506</u>	<u>112,539</u>	<u>161,720</u>	<u>106,233</u>	<u>220,538</u>	<u>284,656</u>	<u>136,351</u>	<u>150,462</u>	<u>158,961</u>	<u>126,928</u>			合 計												<u>1,745,053</u>		55	(略)
	観光入込客												(単位：人)																																														
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																
<u>117,129</u>	<u>69,030</u>	<u>100,506</u>	<u>112,539</u>	<u>161,720</u>	<u>106,233</u>	<u>220,538</u>	<u>284,656</u>	<u>136,351</u>	<u>150,462</u>	<u>158,961</u>	<u>126,928</u>																																																
合 計												<u>1,745,053</u>																																															

	夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 <u>181</u> 万人。大部分は日帰り客（令和<u>5</u>年実績 <u>81</u>%）である。 <table><tr><th colspan="12">観光入込客</th><th colspan="2">(単位：人)</th></tr><tr><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th></th><th></th></tr><tr><td><u>126,563</u></td><td><u>105,562</u></td><td><u>127,920</u></td><td><u>111,404</u></td><td><u>146,270</u></td><td><u>106,390</u></td><td><u>231,091</u></td><td><u>280,475</u></td><td><u>128,555</u></td><td><u>142,332</u></td><td><u>163,167</u></td><td><u>138,246</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="12">合 計</td><td><u>1,807,975</u></td><td></td></tr></table> ※ 令和<u>5</u>年観光入込客数 <u>京都府観光入込客数等調査報告書</u> 第3 交通 3 バス 市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する<u>8</u>路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。 市営バス路線については、大宮町・弥栄町1路線及び久美浜町6路線は観光バス業者に、丹後町2路線は地元NPO法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。 第2編 災害予防計画 第1章 建造物・公共施設等安全確保計画 第6節 学校等の防災計画 第1 保育所・認定こども園災害予防計画 1 計画の方針 (1)とりまとめ責任担当部 (<u>こども部</u>) 第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第2節 地震情報及び津波警報の伝達計画 第4 伝達系統及び方法 (略)	観光入込客												(単位：人)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			<u>126,563</u>	<u>105,562</u>	<u>127,920</u>	<u>111,404</u>	<u>146,270</u>	<u>106,390</u>	<u>231,091</u>	<u>280,475</u>	<u>128,555</u>	<u>142,332</u>	<u>163,167</u>	<u>138,246</u>			合 計												<u>1,807,975</u>			出典元修正（観光振興課）
	観光入込客												(単位：人)																																														
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																
<u>126,563</u>	<u>105,562</u>	<u>127,920</u>	<u>111,404</u>	<u>146,270</u>	<u>106,390</u>	<u>231,091</u>	<u>280,475</u>	<u>128,555</u>	<u>142,332</u>	<u>163,167</u>	<u>138,246</u>																																																
合 計												<u>1,807,975</u>																																															

		令和6年10月で蒲入線が伊根町蒲入止まりとなったため（政策企画課）
--	--	-----------------------------------

101	<table><tr><td>めの普及啓発の内容</td><td> ☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 (追加) (略) </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第18章 ボランティアの登録・支援等計画 第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画 第2 計画の内容 1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>ボランティア登録の推進</td><td> ☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療 (追加) 関係ボランティア（保健師、看護師 (追加) 等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第3編 災害応急対策計画 第1部 非常時活動体制に関する対応計画 第1章 地震発災初期及び警戒対策 第2節 震度5強以上の地震が発生した場合 第3 初動対応のめやす	めの普及啓発の内容	☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 (追加) (略)	(略)		計画名	計画のあらまし	(略)		ボランティア登録の推進	☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療 (追加) 関係ボランティア（保健師、看護師 (追加) 等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア	(略)		<table><tr><td>めの普及啓発の内容</td><td> ☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 <u>□災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること</u> (略) </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第18章 ボランティアの登録・支援等計画 第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画 第2 計画の内容 1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備 <table><tr><th>計画名</th><th>計画のあらまし</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>ボランティア登録の推進</td><td> ☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療・保健関係ボランティア（保健師、看護師、<u>栄養士</u>等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア </td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第3編 災害応急対策計画 第1部 非常時活動体制に関する対応計画 第1章 地震発災初期及び警戒対策 第2節 震度5強以上の地震が発生した場合 第3 初動対応のめやす	めの普及啓発の内容	☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 <u>□災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること</u> (略)	(略)		計画名	計画のあらまし	(略)		ボランティア登録の推進	☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療・保健関係ボランティア（保健師、看護師、<u>栄養士</u>等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア	(略)		点での防災対策意見交換会を踏まえた修正)
	めの普及啓発の内容	☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 (追加) (略)																									
(略)																											
計画名	計画のあらまし																										
(略)																											
ボランティア登録の推進	☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療 (追加) 関係ボランティア（保健師、看護師 (追加) 等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア																										
(略)																											
めの普及啓発の内容	☐地震発生時の心得 (略) ☐災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 <u>□災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること</u> (略)																										
(略)																											
計画名	計画のあらまし																										
(略)																											
ボランティア登録の推進	☐福祉関係ボランティア（手話通訳、点字通訳、介護職等） ☐医療・保健関係ボランティア（保健師、看護師、<u>栄養士</u>等） ☐文化サークルによるボランティア ☐地域団体・業種団体によるボランティア																										
(略)																											
115	2 緊急初動体制 (1) 消防指揮所の指揮による緊急初動体制 (略)	栄養士も被災者への食事面での生活指導に必要なため（健康推進課）																									
	2 緊急初動体制 (1) 消防指揮所の指揮による緊急初動体制 (略)	組織改編に伴う修正																									



124

援班

ども園

☐避難誘導、指定避難所運営用資機材等の確保

☐要配慮者避難に必要なとなる資機材・要員の確保

(略)

第2章 災害対策本部等運用計画

第2節 災害警戒本部

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
(略)		
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、 <u>(追加)</u> 医療政策課長、保険事業課長
農林水産班長		農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
教育班長		<u>子ども未来課長</u> 、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
(略)		

125

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	1号		
(略)				
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、 <u>(追加)</u>	☐ 要配慮者救援対策に関する統括 ☐ 医療、救護対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営に関する統括 ☐ 被災者救援対策に関する統括
(略)				
教育班		○	教育総務課、学校教育課、 <u>子ども未来課</u> 、生涯学習課、文化財保存活用課	☐ 学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 ☐ 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
(略)				

第3節 災害対策本部

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

131

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
(略)				

援班

ども園

☐避難誘導、指定避難所運営用資機材等の確保

☐要配慮者避難に必要なとなる資機材・要員の確保

(略)

第2章 災害対策本部等運用計画

第2節 災害警戒本部

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
(略)		
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、 <u>子育て支援課長</u> 、医療政策課長、保険事業課長
農林水産班長		農業振興課長、農林整備課長、海業水産課長、農業委員会事務局長
教育班長		<u>こども未来課長</u> 、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
(略)		

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	1号		
(略)				
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、 <u>子育て支援課</u>	☐ 要配慮者救援対策に関する統括 ☐ 医療、救護対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営に関する統括 ☐ 被災者救援対策に関する統括
(略)				
教育班		○	教育総務課、学校教育課、 <u>こども未来課</u> 、生涯学習課、文化財保存活用課	☐ 学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 ☐ 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 ☐ 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
(略)				

第3節 災害対策本部

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

131

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
(略)				

133	救護厚生部	部長…健康長寿福祉部長 副部長…医療部長	生活福祉課長	生活福祉課健康推進課 (追加)	(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6 義援金の配分のとりまとめに関すること 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること	(略)	
			(略)				
		(略)					
		教育部	部長…教育委員会事務局教育次長 (追加)	教育総務課長	学校教育課教育総務課 子ども未来課	(学校救援班) 1 園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること 2 保育所・認定こども園・学校施設における指定避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3 保育所・認定こども園・学校における応急保育・応急教育の実施のとりまとめに関すること 4 保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること	(略)
(略)							
134	弥栄病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。	(略) 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（(追加)府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること (略)	(略)		
			(略)				
	久美浜病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。	(略) 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（(追加)府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること (略)	(略)		
			(略)				
(略)							

	救護厚生部	部長…健康長寿福祉部長 副部長…医療部長	生活福祉課長	生活福祉課健康推進課 子育て支援課	(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6 義援金の配分のとりまとめに関すること 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること	(略)
			(略)			
	(略)					
	教育部	部長…教育委員会事務局教育次長 副部長…子ども部長	教育総務課長	学校教育課教育総務課 子ども未来課	(学校救援班) 1 園児、児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関すること 2 保育所・認定こども園・学校施設における指定避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3 保育所・認定こども園・学校における応急保育・応急教育の実施のとりまとめに関すること 4 保育所・認定こども園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること	(略)
(略)						
弥栄病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。		(略) 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（(京都)府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること (略)	(略)	
		(略)				
久美浜病院部	部長…病院長	※班の編成は、病院の規定による。		(略) 3 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（(京都)府立医科大学附属北部医療センター）との連絡に関すること (略)	(略)	
		(略)				
(略)						

字句修正（医療政策課）

136

第4節 支部

第3 支部の各級責任者、構成・事務分掌

2 支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員	事務分掌
(略)		
避難・救援対策班	市民局、小・中学校、図書館、給食センター、保育所・認定こども園 議会事務局、市長公室、総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、 <u>(追加)</u> 教育委員会事務局、会計課、監査委員事務局の各派遣職員	☐ 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り ☐ 要配慮者等の安全確保対策 ☐ 指定避難所等の開設準備・初期開設、運営業務 ☐ 災害時における総合相談窓口の開設・運営 ☐ その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
(略)		

第3章 動員計画

第2節 職員の動員・配備

第3 配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

区分	配備事由		配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	(略)		(略)
	1号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（2～3割） <u>(追加)</u> (略)
	(略)		(略)

141

区分	配備事由		配備対象となる職員及び員数
災害対策本部体制配備	1号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（5割） <u>(追加)</u> (略)
	2号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（全員） <u>(追加)</u> (略)
	3号配備	(略)	(全職員・全消防団員)

140

第4節 支部

第3 支部の各級責任者、構成・事務分掌

2 支部の構成と事務分掌

構成班	班員となる職員	事務分掌
(略)		
避難・救援対策班	市民局、小・中学校、図書館、給食センター、保育所・認定こども園 議会事務局、市長公室、総務部、市民環境部、医療部、健康長寿福祉部、 <u>こども部</u> 、教育委員会事務局、会計課、監査委員事務局の各派遣職員	☐ 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り ☐ 要配慮者等の安全確保対策 ☐ 指定避難所等の開設準備・初期開設、運営業務 ☐ 災害時における総合相談窓口の開設・運営 ☐ その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
(略)		

第3章 動員計画

第2節 職員の動員・配備

第3 配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

区分	配備事由		配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	(略)		(略)
	1号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（2～3割） <u>☐こども部（2～3割）</u> (略)
	(略)		(略)

区分	配備事由		配備対象となる職員及び員数
災害対策本部体制配備	1号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（5割） <u>☐こども部（5割）</u> (略)
	2号配備	(略)	(略) ☐ 健康長寿福祉部（全員） <u>☐こども部（全員）</u> (略)
	3号配備	(略)	(全職員・全消防団員)

組織改編に伴う修正

	第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画 第1章 道路交通対策計画 第1節 計画の方針 第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針 1 府指定1次緊急輸送道路（国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間）及び府指定2次緊急輸送道路（国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、<u>浜詰網野線</u>、久美浜停車場線）に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。 第3章 道路、河川等障害物除去計画 第1節 計画の方針 第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針 1 府指定1次緊急輸送道路（国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間）及び府指定2次緊急輸送道路（国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、<u>浜詰網野線</u>、久美浜停車場線）をはじめ市指定緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。 第5章 防疫及び保健衛生計画 第2節 計画の内容 1 防疫活動 <table><tr><th>項目</th><th>手順その他必要事項</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>廃棄物等（追加）</td><td>□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> 第7章 廃棄物処理計画 第2節 ごみ・がれき等処理対策計画 第1 計画の方針 2 大規模地震災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針 （略） (3)家電リサイクル法の対象物（テレビ・<u>冷蔵庫（追加）</u>、エアコン、洗濯機（追加））及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う。）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。 （略）	項目	手順その他必要事項	（略）		廃棄物等（追加）	□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動	（略）		第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画 第1章 道路交通対策計画 第1節 計画の方針 第2 大規模地震災害時における道路交通対策に関する基本指針 1 府指定1次緊急輸送道路（国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間）及び府指定2次緊急輸送道路（国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、<u>木津網野線</u>、久美浜停車場線）に関して、最優先で交通支障箇所の有無を把握する。 第3章 道路、河川等障害物除去計画 第1節 計画の方針 第2 道路、河川等障害物除去対策に関する基本指針 1 府指定1次緊急輸送道路（国道178号一部区間、312号市内全区間、482号一部区間）及び府指定2次緊急輸送道路（国道178号一部区間、482号一部区間、主要地方道香美久美浜線、網野峰山線、網野岩滝線、一般府道久美浜気比線、明田京丹後大宮停車場線、<u>木津網野線</u>、久美浜停車場線）をはじめ市指定緊急輸送道路に関しては、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行の確保を図る。 第5章 防疫及び保健衛生計画 第2節 計画の内容 1 防疫活動 <table><tr><th>項目</th><th>手順その他必要事項</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>廃棄物等<u>の防疫活動</u></td><td>□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> 第7章 廃棄物処理計画 第2節 ごみ・がれき等処理対策計画 第1 計画の方針 2 大規模地震災害時におけるごみ・がれき等処理に関する基本指針 （略） (3)家電リサイクル法の対象物（テレビ、<u>冷蔵庫・冷凍庫</u>、エアコン、洗濯機・<u>衣類乾燥機</u>）及び有害ごみ（フロン回収を含む。以下「有害ごみ等」と言う。）の収集・処理は、排出源における分別と安全管理を徹底するとともに、府・国の協力を得て行う。 （略）	項目	手順その他必要事項	（略）		廃棄物等 <u>の防疫活動</u>	□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動	（略）		路線名の変更による（管理課）
項目	手順その他必要事項																		
（略）																			
廃棄物等（追加）	□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動																		
（略）																			
項目	手順その他必要事項																		
（略）																			
廃棄物等 <u>の防疫活動</u>	□津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動																		
（略）																			

222

3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	(略) ☐その他被災地域及び拠点施設における重点対策 ☐指定避難所・医療施設・要配慮者専用施設その他拠点施設からの収集 ☐被災地放置ごみの収集 ☐市<u>クリーンセンター</u>における処理

(略)

| (略) | |

第2 計画の内容

2 対策実施手順のめやす

(1) 第1次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場の設置	(略) ☐仮置場内は、可燃物、不燃物、粗大ごみ、危険物、家電リサイクル法対象物（テレビ・洗濯機<u>(追加)</u>）、及び同フロン回収対象物（エアコン・<u>冷蔵庫</u><u>(追加)</u>）の分別に留意したレイアウトを確保する。 (略)
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物の収集・処理	☐委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し市クリーンセンター<u>(追加)</u>へ搬送し焼却処理する。 (略)
その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」の収集・処理	☐いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、<u>市クリーンセンター</u>に搬送し適切に処理する。
(略)	
医療廃棄物の収集・処理	☐<u>(追加)</u> 専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物の収集・処理	☐道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場<u>(追加)</u> まで収集・搬送する。

(2) 第2次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場における減量化、分別回収処理等	(略) ☐家電リサイクル法対象物(テレビ・洗濯機<u>(追加)</u>）、及び同フロン回収対象物（エアコン・<u>冷蔵庫</u><u>(追加)</u>）の分別・回収については、製造業者、電気店等に対し、協力を求める。
(略)	

3 事前広報の実施

(略)

☐有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

223

224

3 対策実施上の時期区分のめやす

時期区分のめやす	手順その他必要事項
発災直後の緊急措置 (～7日目)	(略) ☐その他被災地域及び拠点施設における重点対策 ☐指定避難所・医療施設・要配慮者専用施設その他拠点施設からの収集 ☐被災地放置ごみの収集 ☐市<u>各廃棄物処理施設</u>における処理

(略)

| (略) | |

第2 計画の内容

2 対策実施手順のめやす

(1) 第1次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場の設置	(略) ☐仮置場内は、可燃物、不燃物、粗大ごみ、危険物、家電リサイクル法対象物（テレビ、洗濯機・<u>衣類乾燥機</u>）、及び同フロン回収対象物（エアコン、<u>冷蔵庫</u>・<u>冷凍庫</u>）の分別に留意したレイアウトを確保する。 (略)
生ごみ等腐敗しやすい廃棄物の収集・処理	☐委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し市クリーンセンター<u>又は指定処理施設</u>へ搬送し焼却処理する。 (略)
その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」の収集・処理	☐いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて、<u>指定する処理施設</u>に搬送し適切に処理する。
(略)	
医療廃棄物の収集・処理	☐<u>産業廃棄物業者及び</u>専門業者等の協力による車両を適宜配車して、収集の上適切に処理する。
路上放置廃棄物の収集・処理	☐道路等に排出もしくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場<u>又は処理施設</u>まで収集・搬送する。

(2) 第2次収集・処理対策の実施

項目	手順その他必要事項
仮置場における減量化、分別回収処理等	(略) ☐家電リサイクル法対象物(テレビ、洗濯機・<u>衣類乾燥機</u>）、及び同フロン回収対象物（エアコン、<u>冷蔵庫</u>・<u>冷凍庫</u>）の分別・回収については、製造業者、電気店等に対し、協力を求める。
(略)	

3 事前広報の実施

(略)

☐有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守

各廃棄物処理施設で
処理を行うため（生活環境課）

法令に基づき詳細に記載

処理施設の追加（生活環境課）

搬送先の修正（生活環境課）

収集処理業者の追加（生活環境課）

法令に基づき詳細に記載

260	府に協力を要請する。 (略)			府に協力を要請する。 (略)			府「ペットの同行避難ガイドライン」策定に伴う修正（府指摘）																			
	第3章 避難所開設・運営計画			第3章 避難所開設・運営計画																						
	第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖			第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖																						
	第1 開設・運営手順のめやす			第1 開設・運営手順のめやす																						
<table><tr><th>項目</th><th>手順その他必要な事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>(追加)</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</td></tr></table>		項目	手順その他必要な事項	(略)		その他	(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>(追加)</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。			<table><tr><th>項目</th><th>手順その他必要な事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</td></tr></table>		項目	手順その他必要な事項	(略)		その他	(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。									
項目	手順その他必要な事項																									
(略)																										
その他	(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>(追加)</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。																									
項目	手順その他必要な事項																									
(略)																										
その他	(略) □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう <u>府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき</u> ルールを作成する。 □災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。																									
262	第4節 避難者健康対策			第4節 避難者健康対策			京都府災害時保健活動マニュアルとの整合（健康推進課）																			
	第2 健康対策支援活動の実施			第2 健康対策支援活動の実施																						
	2 活動内容時期			2 活動内容時期																						
	<table><tr><th></th><th>活動内容</th></tr><tr><td>概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)</td><td>□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>			活動内容	概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)	□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>(追加)</u>		(略)				<table><tr><th></th><th>活動内容</th></tr><tr><td>概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)</td><td>□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>□統括保健師の設置</u> <u>□丹後保健所との情報共有及び連携</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>			活動内容	概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)	□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>□統括保健師の設置</u> <u>□丹後保健所との情報共有及び連携</u>	(略)								
	活動内容																									
概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)	□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>(追加)</u>																									
(略)																										
	活動内容																									
概ね災害発生後 2 4 時間以内 (初動体制の確立)	□保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集 □災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保の実施 <u>□統括保健師の設置</u> <u>□丹後保健所との情報共有及び連携</u>																									
(略)																										
270	第5章 生活救援対策計画			第5章 生活救援対策計画			市施策による修正																			
	第2節 給水計画			第2節 給水計画																						
	第3 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす			第3 市各部及び支部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす																						
	<table><tr><th>名称区分</th><th>手順その他必要な事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>総務部</td><td>□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>		名称区分	手順その他必要な事項	(略)			総務部	□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>(追加)</u>	(略)				<table><tr><th>名称区分</th><th>手順その他必要な事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>総務部</td><td>□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>□井戸の活用</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>		名称区分	手順その他必要な事項	(略)		総務部	□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>□井戸の活用</u>	(略)				
名称区分	手順その他必要な事項																									
(略)																										
総務部	□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>(追加)</u>																									
(略)																										
名称区分	手順その他必要な事項																									
(略)																										
総務部	□応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報 □応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力 <u>□井戸の活用</u>																									
(略)																										
282	第7節 総合相談窓口開設計画			第7節 総合相談窓口開設計画			組織改編に伴う修正																			
	第3 大規模地震災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす			第3 大規模地震災害時における総合相談窓口の構成と事務分掌のめやす																						
	<table><tr><th>区分</th><th>窓口担当員となる部・課</th><th>担当分野事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>救護厚生部・教育部 所管サービス窓口</td><td>□健康長寿福祉部 <u>(追加)</u> □医療部 □教育委員会</td><td>□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談</td></tr></table>		区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項	(略)				救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	□健康長寿福祉部 <u>(追加)</u> □医療部 □教育委員会	□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談			<table><tr><th>区分</th><th>窓口担当員となる部・課</th><th>担当分野事項</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>救護厚生部・教育部 所管サービス窓口</td><td>□健康長寿福祉部 <u>□こども部</u> □医療部 □教育委員会</td><td>□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談</td></tr></table>		区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項	(略)			救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	□健康長寿福祉部 <u>□こども部</u> □医療部 □教育委員会	□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談	
	区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項																							
(略)																										
救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	□健康長寿福祉部 <u>(追加)</u> □医療部 □教育委員会	□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談																								
区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項																								
(略)																										
救護厚生部・教育部 所管サービス窓口	□健康長寿福祉部 <u>□こども部</u> □医療部 □教育委員会	□医療、救護対策に関する相談 □要配慮者救援対策に関する相談 □被災者救援対策に関する相談 □学校施設等対策に関する相談																								

		☐ 市民局	☐ 指定避難所運営に関する相談			☐ 市民局	☐ 指定避難所運営に関する相談	
	(略)				(略)			